

道路占用の更新許可書等の送付について

先にご申請いただきました道路占用許可の更新につきまして、許可書類をお送りしますので、以下をよくご確認の上、今後も適切に占用物件の維持管理をお願いします。

許可書は、大切に保管してください。

**許可済証が同封されている場合は、裏面を参考にして、
占用物件の見やすい位置に貼ってください。**



*許可済証は貼付けが必要な占用物件にのみ同封してあります。

納入通知書が同封されている場合は、納期限までにお支払いください。

*許可書の許可条件欄に「占用料は、免除する。」「占用料は、徴収しない。」と表示されている場合は、納入通知書は同封されていません。

以下の場合には、占用料の納入前に、担当事務所（課）までご連絡ください。



- ✓ 納入通知書の記載内容に変更や誤りがあるとき
- ✓ 占用物件をすでに撤去あるいは変更したとき

*担当事務所（課）は、許可書の許可名義となっている事務所となります。
ただし、名義が「名古屋市長」となっている場合の担当事務所（課）は、
緑政土木局道路管理課です。

一度お支払いいただいた占用料はお返しできません。

**通行している方への危険が生じないように定期的に占用物件を点検し、
適切な維持管理をお願いします。**



- ✓ 近年、占用物件に関する事故が多数報告されており、
そのなかには通行していた方がケガをした事例もあります。
*そのような場合には、占用物件について許可を受けている団体等に
責任が生じる場合があります。

【担当事務所（課）】

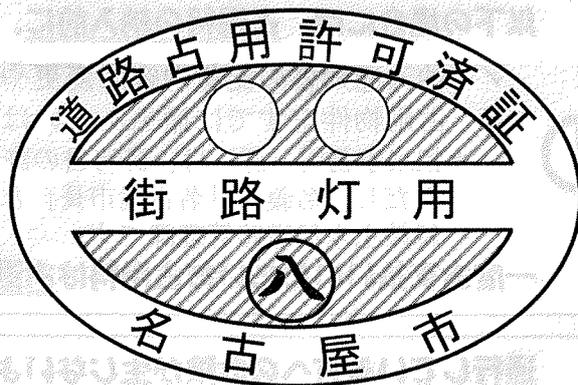
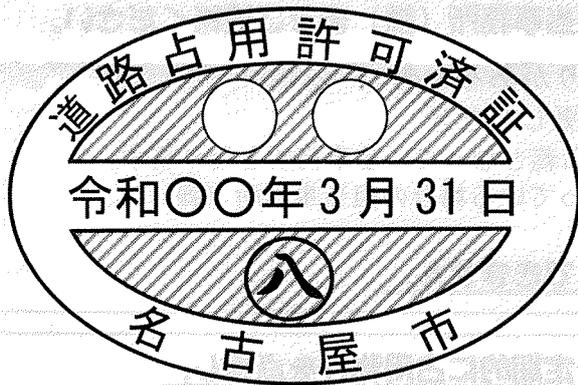
名 称	電 話	所 在 地
千種土木事務所	(052)781-5211	〒464-0025 名古屋市千種区桜が丘 16
東土木事務所	935-8846	〒461-0032 名古屋市東区出来町二丁目 8-15
北土木事務所	911-8165	〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目 6-2
西土木事務所	522-8381	〒451-0031 名古屋市西区城西三丁目 16-33
中村土木事務所	481-7191	〒453-8501 名古屋市中村区松原町 1-23-1
中土木事務所	261-6641	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目 5-8
昭和土木事務所	751-5128	〒466-0853 名古屋市昭和区川原通 4 丁目 10
瑞穂土木事務所	831-6161	〒467-0027 名古屋市瑞穂区田辺通 3 丁目 45-2
熱田土木事務所	881-7017	〒456-0023 名古屋市熱田区六野二丁目 5-19
中川土木事務所	361-7581	〒454-0831 名古屋市中川区三ツ屋町 2 丁目 88
港土木事務所	661-1581	〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目 12-20
南土木事務所	612-3211	〒457-0831 名古屋市南区荒浜町 5 丁目 10-1
守山土木事務所	793-8531	〒463-0009 名古屋市守山区緑ヶ丘 828
緑土木事務所	625-4940	〒458-0825 名古屋市緑区左京山 3027-1
名東土木事務所	703-1300	〒465-0025 名古屋市名東区上社五丁目 1101
天白土木事務所	803-6644	〒468-0054 名古屋市天白区横町 714
緑政土木局 道路管理課	972-2849	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

◇◇◇ おねがい ◇◇◇

(道路占用許可済証)

シール は、占用物件または占用物件の近くの見やすい場所にお貼りください。

※ 許可済証は貼付が必要な物件にのみ同封してあります。



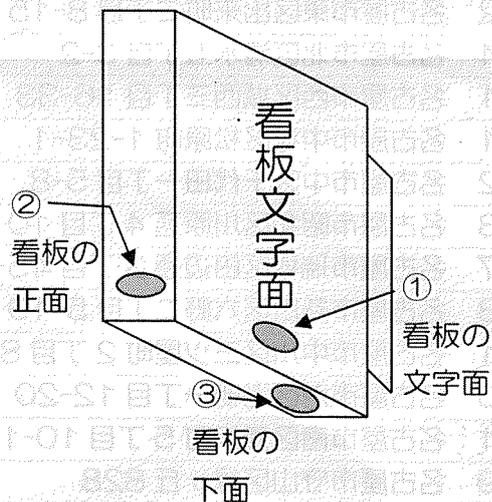
※街路灯の許可済証の貼付けについて

電柱類に添加されている街路灯：貼付不要

それ以外の街路灯：貼付必要

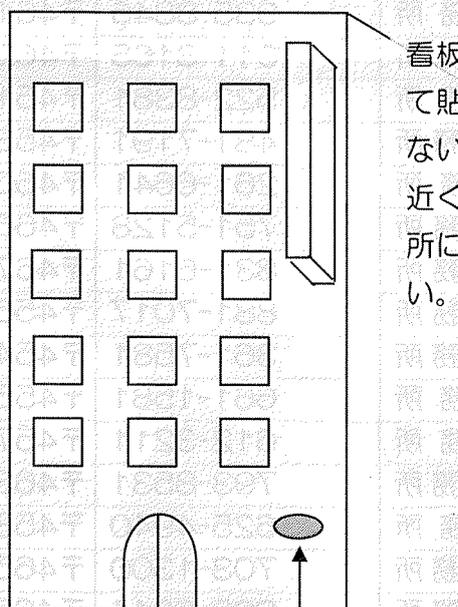
許可済証は街路灯の柱に貼付してください

例 **看板に貼る場合



①、②、③のいずれか貼りやすいところに看板1個につき許可済証1枚を貼ってください。

**看板の近くの見やすい場所に貼る場合



例えば、看板の直下の壁面または玄関など